

交通死亡事故多発警報発令要綱の制定について

平成4年1月20日
例規(交企)第3号
警察本部長

[沿革] 平成15年2月例規(交企)第6号 平成16年4月例規(交企)第27号

みだしの要綱を次のとおり定め、平成4年1月1日から適用することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

交通死亡事故多発警報発令要綱

第1 趣旨

この要綱は、交通死亡事故が多発傾向を示した場合における交通死亡事故多発警報(以下「多発警報」という。)の発令及びこれに伴う対策に関し必要な事項を定める。

第2 多発警報の発令及び種別

1 県下全域又は一定の地域において、交通死亡事故が多発する場合は、多発警報を発令し、交通死亡事故抑止のための諸対策を集中的に実施するものとする。

2 多発警報の種別は、次のとおりとする。

(1) 県下全域警報

県下全域を対象として発令する多発警報をいう。

(2) 方面別警報

千葉県警察の処務に関する訓令(昭和60年本部訓令第5号)第90条に定める署の方面別編成表により、当該方面を構成する2以上の署の管轄区域を対象として発令する多発警報をいう。

(3) 高速道路交通警察隊又は署別警報

高速道路交通警察隊(以下「高速隊」という。)又は署の管轄区域(高速隊にあっては管轄道路)を対象として発令する多発警報をいう。

第3 発令権者

多発警報の発令権者は、次のとおりとする。

(1) 県下全域警報 本部長

(2) 方面別警報 交通部長

(3) 高速隊又は署別警報 高速隊長又は署長

第4 多発警報の発令基準及び発令

1 多発警報の発令基準は、交通死亡事故多発警報の発令基準(別表第1)のとおりとする。

2 発令権者は、交通死亡事故発生状況が発令基準に該当することとなった場合は、特別の事情がある場合を除き多発警報を発令するものとする。

3 多発警報の発令に当たっては、交通部長は本部長の、高速隊長及び署長は交通部長の意見を聞かなければならない。

4 発令権者は、多発警報を発令する場合は、多発警報発令通報系統図(別表第2)に従い、各関係機関、団体、報道機関等に対し、多発警報発令書(別記様式第1から別記様式第3)を送付し、通知するものとする。ただし、方面別警報の発令通知は、対象となる署長を経由して行うものとする。

第5 期間

1 多発警報発令期間

多発警報の発令期間は、発令権者がその都度決定するものとする。

2 対策推進期間

多発警報発令に伴う対策の推進期間は、おおむね10日間とし、なお多発傾向が継続している場合は、期間を延長することができる。

第6 非常事態宣言発令等の提言

1 県に対する提言

本部長は、多発警報を発令しても交通死亡事故の減少傾向が認められない場合は、千葉県交通安全対策推進委員会に対し、交通事故多発非常事態に伴う緊急対策実施要綱（平成3年11月25日千葉県交通安全対策推進委員会決定）に基づく非常事態宣言を発令するよう提言するものとする。

2 市町村等に対する提言

高速隊長又は署長は、多発警報を発令しても交通死亡事故の減少傾向が認められない場合は、日本道路公団千葉管理事務所長又は市町村長に対し緊急対策（非常事態宣言の発令等）の実施を提言するものとする。

別表第1（第4の1）

交通死亡事故多発警報の発令基準

区分	発令基準
県下全域警報	1 全国ワースト1位が連続して一定期間継続したとき。 2 全国ワースト2位以上が連続して一定期間継続し、下位との間に大幅な格差ができたとき。 3 死者の累計が前年に比べると増加傾向にあり、過去5年間の平均死者数を大幅に超過したとき。
方面別警報	死者の累計が前年に比べると増加傾向にあり、過去5年間の平均死者数を大幅に超過したとき。
高速隊又は署別警報	死者の累計が前年に比べると増加傾向にあり、過去5年間の平均死者数を大幅に超過したとき。
共通事項	1 死者の累計が前年に比べると増加傾向にあり、かつ、連続、集中的に発生したとき。 2 世論の反響が高い等発令権者が必要と認めたとき。

「以下別表等省略」